

越 監 公 表 第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和6年（2024年）
12月26日付け越監第139－1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を
講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

監査の結果に係る措置について

総務部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 契約事務において、契約代金の支払遅延があった。

市が発注する契約の代価で支払義務を負うものについては、関係法令及び当該契約の定めるところにより、約定期間内に支払をすることが求められている。

各契約代金の支出状況を確認したところ、市役所駐車場の管理等に係る労働者派遣契約の事務において、契約代金の支出が所定の支払期限までに行われていなかったものである。
(庁舎管理課)

【措置等の内容】

本件については、債権者への支払を支払期限までに行うべきところ、事務処理に係る管理を担当職員一人のみで行い、組織としての確認体制が不十分であったことにより、支払遅延となっていたものです。

支払遅延発覚後、速やかに債権者に連絡、説明等の上、支払手続を行いました。

今後は再発防止に向けて、会計管理簿の活用等により事務処理状況を組織的に把握・共有するとともに、請求の有無や支払期限を管理監督職員が適時確認するなどの管理を徹底し、適正な事務執行に努めます。